

北九州市危機管理基本指針

平成 2 4 年 4 月改定

北 九 州 市

北九州市危機管理基本指針 目次

第1章 総則

第1	目的	1
第2	危機の定義	1
第3	危機管理の定義	1
第4	基本指針の位置付け	1
第5	危機の特性と危機管理	3
	1 危機の特性	3
	2 カテゴリー別の具体的な事例・特性と基本的な対応・対策等	3
第6	危機管理に取り組む基本姿勢	5

第2章 危機管理の組織と体制

第1	危機管理の組織と体制の指針	6
第2	危機管理における責任体制	6
	1 市の危機管理における責任体制	6
	2 危機管理の職に応じた役割分担について	7
第3	危機の状況に応じた体制	8
	1 危機レベルと決定基準	8
	2 危機レベル等の決定	8
	3 危機レベルに応じた組織体制	8
第4	危機対策（警戒）本部の設置と運用	9
	1 危機対策（警戒）本部の構成	9
	2 危機対策（警戒）本部の組織及び運営	10
	3 職員の動員・配備	11
	4 危機対策（連絡）会議の役割	11

第3章 事前の取組み（事前対策）

第1	事前の取組み（事前対策）の指針	13
第2	事前対策の指針に関する取組み	13

1	所管業務に関する危機事案の想定	1 3
2	過去の事例の調査・研究	1 3
3	関係機関及び専門機関との連携体制の構築	1 4
4	連絡・動員計画の作成	1 4
5	訓練・研修の実施	1 4
6	必要な資機材・設備等の整備	1 4
7	市民への啓発・情報提供	1 5
第 3	個別計画策定に当たっての注意事項	1 5
1	個別計画策定のガイドライン	1 5
2	個別計画策定時の協議	1 5
3	計画策定時の検証	1 5

第 4 章 危機が発生した場合等の対策（応急対策）

第 1	危機が発生した場合等の対策の指針	1 6
第 2	応急対策の指針に関する取組み	1 6
1	初動対応	1 6
2	初動対応に続く対応	1 7
3	意思決定	1 8
4	対策の実施	1 8
5	対策の分析（検証）・評価及び再検討	1 8
6	現地対策本部の設置	1 9
7	職員の動員・配備の増強等	1 9
8	市民等に対する広報活動	1 9
9	被災者・被害者等の支援対策	2 0

第 5 章 復旧・復興及び再発防止対策（事後の対策）

第 1	復旧・復興及び再発防止対策の対応指針	2 1
第 2	事後の対策の指針に関する取組み	2 1
1	危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復	2 1
2	公共施設及びライフライン被害の早急な復旧	2 1
3	市民生活の安定化への支援	2 2
4	危機管理の状況等の記録・編さん	2 2
5	個別計画の見直しと修正	2 2

付 属 資 料

資料 1	危機管理の対象となる事例	2 4
資料 2	個別計画策定のガイドライン	2 5
資料 2 - 1	危機管理（警戒）本部の運営要領	2 7
資料 2 - 2	具体的な応急対策の例示	3 0
資料 2 - 3	危機発生時の対応フロー概要	3 2
資料 2 - 4	緊急連絡票モデル	3 5

第1章 総則

第1 目的

地方自治体における危機管理の対応の範囲は、自然災害に加え社会的、人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応が求められている。

このため、市は各局・区・室が一体となって想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的として、「北九州市危機管理基本指針」(以下「基本指針」という。)を定める。

第2 危機の定義

基本指針における「危機」とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態」をいう。

第3 危機管理の定義

基本指針における「危機管理」とは、危機の未然防止と危機が発生したときの被害(損失)を最小限に止めるための取組みである。

具体的には、危機の予測・予知に基づく事前対策、危機発生のおそれがあるときの危機の未然防止・回避又は危機が発生したときの被害の最小化・拡大防止のための応急対策、危機収束後の復旧・復興対策及び再発防止対策の3つの対策をいう。

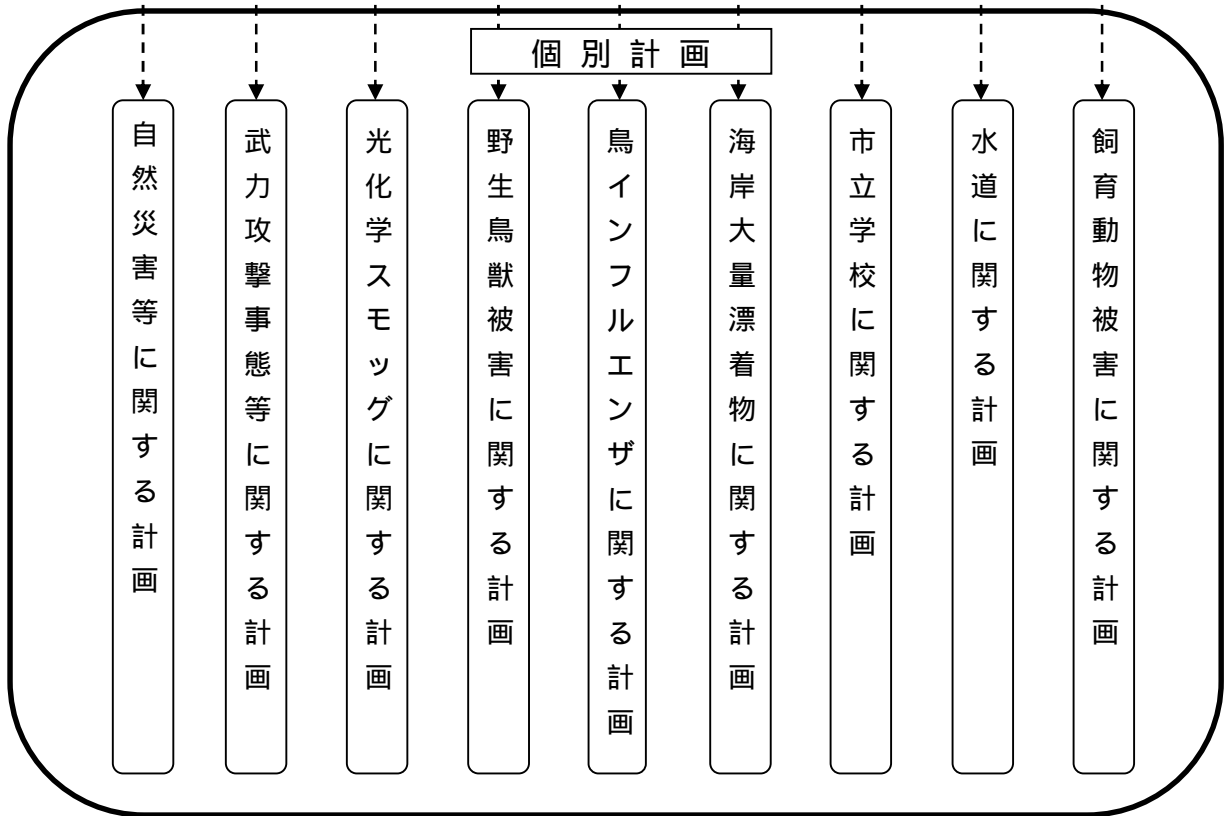
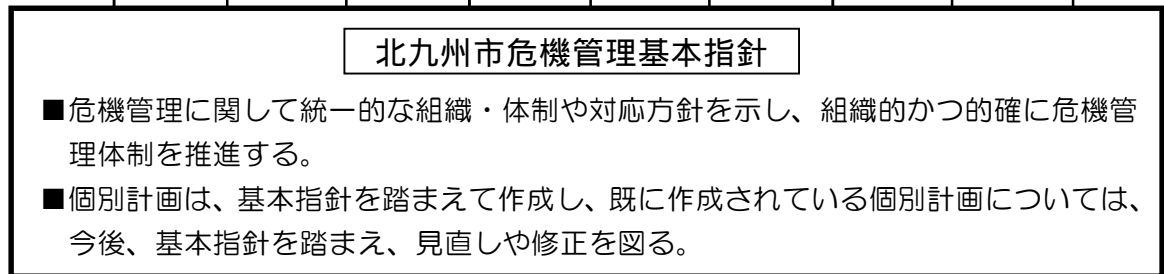
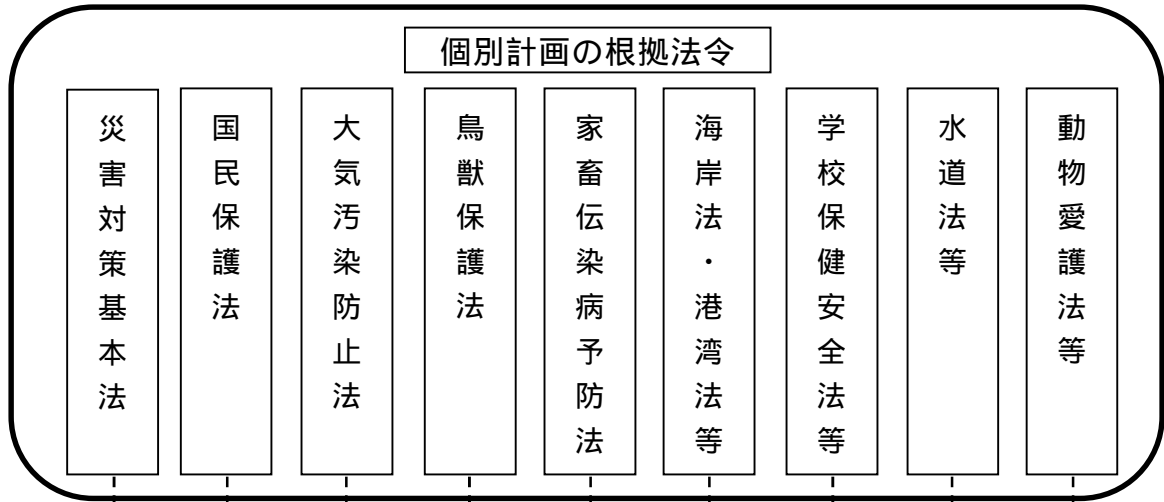
第4 基本指針の位置付け

基本指針は、本市における危機管理を確立するため、危機管理に関して統一的な組織・体制や対応要領を示し、組織的かつ的確に危機管理体制を推進するために本市が自ら定めた方針である。

各局・区・室が、法令等に基づいて作成する危機管理のための事前計画・マニュアル等(以下「個別計画」という。)は、基本指針を踏まえて作成する。

また、既に作成されている個別計画については、今後、基本指針を踏まえ、見直しや修正を図るものとする。

なお、基本指針の位置付けについては、次のとおりである。



第5 危機の特性と危機管理

1 危機の特性

危機の具体的な事案は、現行の法律体系を踏まえ、災害対策基本法や水防法等に規定する自然災害及び大規模な事故等、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する外部からの武力攻撃事態及びテロ災害等の緊急対処事態、このほか市民の健康、社会生活に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事件・事故等に分類されるが、これらの危機管理の対象となる事例（資料1）として示す。

また、この基本指針においては、初動時における対応を重視するため、法律体系とは別に、危機発生時の事態（原因）の把握状況と被害・被災地域の関係から次の4つのカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーの危機の特性に応じて危機管理を実施する。

なお、カテゴリー1及び2は、以前から危機の事象として認識されていた自然災害や大規模な事故等であるが、今後はこれらに加えて、社会に大きな影響を及ぼす事件・事故や感染症等のカテゴリー3及び4についても、市は積極的に危機管理を実施する。

地 域 事 態	被害・被災地域 特 定	被害・被災地域 広域又は不特定
事態（原因）の 把握が可能な場合	カテゴリー1 〔例：土砂崩れ等の自然災害 航空機・鉄道の事故〕	カテゴリー2 〔例：地震等の自然災害 大規模な停電等の事故〕
事態（原因）の 把握が不可能な場合	カテゴリー3 〔例：地下鉄サリン事件 水道水源による集団感染〕	カテゴリー4 〔例：飲食物への毒物混入事故 薬禍、SARS等の感染症〕

2 カテゴリー別の具体的な事例・特性と基本的な対応・対策等

分類	危機の具体的な事例	基本的な対応・対策等
	危機の特性	
カテゴリー1	<p>自然災害 【例】崖崩れ、地滑り、竜巻等</p> <p>事件・事故 【例】航空機事故、鉄道事故、トンネル事故、不発弾等の処理等</p>	<p>1 対応方針が明確</p> <p>2 原則、当該地域以外の警戒等は不要</p> <p>3 対応期間は短期間</p> <p>4 市内の人員・資機材で対応可能</p> <p>5 市外への応援要請等の必要性は低い</p>
	<p>原因特定、被災地域等も特定又は限定</p> <p>反復、継続、拡大の可能性なし</p>	
カテゴリー2	<p>自然災害 【例】地震、台風、洪水、高潮、津波等</p> <p>事件・事故 【例】毒劇物の漏洩事故、大規模停電等</p>	<p>1 対応方針が明確</p> <p>2 市内全域の警戒や情報収集が必要</p> <p>3 対応期間は長期間となる可能性</p> <p>4 市内の人員・資機材で対応不可能のおそれ</p> <p>5 市外への応援要請等の必要性は高い</p>
	<p>原因特定、被災地域等は広域又は不特定</p> <p>継続、拡大する可能性あり</p>	
カテゴリー3	<p>事件・事故 【例】地下鉄サリン事件、土壌汚染等による健康被害</p> <p>感染症等 【例】水道水源による集団感染、大規模食中毒、病院内感染等</p>	<p>1 初動時の対応内容が不明確</p> <p>2 同様な地域等の警戒や情報収集も必要</p> <p>3 原因が不特定のため、対応が専門的で長期化するおそれ</p> <p>4 原因の調査と除去が重要な視点</p> <p>5 拡大防止策が重要な課題</p> <p>6 専門機関や専門家の協力が必要</p> <p>7 国や県等との連携が必要</p>
	<p>初動時は原因不明、被害・被災地域は特定</p> <p>継続、反復、拡大の可能性が大</p> <p>特定地域や集団に社会不安発生の可能性</p>	
カテゴリー4	<p>事件・事故 【例】飲食物への毒物混入事故、同時多発テロ等</p> <p>感染症等 【例】SARS、新型インフルエンザ、家禽の鳥インフルエンザ感染等</p>	<p>1 初動時の対応内容が不明確</p> <p>2 市内全域の警戒や情報収集が必要</p> <p>3 被害・被災地域が広域で、かつ原因が不特定のため、対応が専門的で長期化するおそれ</p> <p>4 原因の調査と除去が重要な視点</p> <p>5 封じ込めと拡大防止策が重要な課題</p> <p>6 専門機関や専門家の協力が必要</p> <p>7 国や県等と密接な連携が必要</p>
	<p>初動時は原因不明、被害・被災地域は広域又は不特定</p> <p>継続、反復、市外への拡大の可能性が大</p> <p>市内全域に社会不安発生の可能性が大</p>	

第6 危機管理に取り組む基本姿勢

市は、危機に対して迅速かつ的確に対応するため、次に掲げる基本姿勢に基づき危機管理を行わなければならない。

- 1 各局・区・室は、担当する事務の中に潜むあらゆる危機を想定し、その危機管理までを担当事務とする。
- 2 危機の予兆を察知し、又は発見したとき等の危機発生のおそれがあるときは、積極的に情報の収集を行い、所定の関係機関へ連絡するとともに、危機の事前防止・回避を最優先として対応する。
- 3 危機の初動対応は、時機を逸すると被害の拡大や二次的被害を生じるおそれがあるため、長時間を要する完璧な対応よりも拙速であっても迅速に対応する。
- 4 初動対応に続く次期の対応は、初動対応者への後方支援、引き続き起こり得る事態の想定とその対応を中心に実施する。
- 5 各局・区・室は、情報を共有化して相互に連携・協力するとともに、関係機関とも協力し、危機に対して円滑に対応しなければならない。
- 6 危機管理の対策は、過去の事例に基づく教訓等を踏まえ、合理的かつ科学的な根拠に基づき決定し、かつ具体的なものでなければならない。
- 7 危機の収束後は、速やかに復旧・復興に取り組むとともに、事案や対応状況を正確に記録した後、再発防止対策を講じなければならない。

第2章 危機管理の組織と体制

第1 危機管理の組織と体制の指針

市は、危機の予兆を察知したときや現に危機が発生した場合（以下「危機が発生した場合等」という。）迅速で的確な対応を行うため、実効性のある危機管理体制を構築しなければならない。

このため、以下の事項に従って、本市の危機管理のための組織と体制を定めるものとする。

- 1 危機管理における役割と責任の明確化
- 2 危機の状況に応じた体制づくり
- 3 危機対策（警戒）本部の設置と運用の明確化

第2 危機管理における責任体制

1 市の危機管理における責任体制

市の危機管理における責任体制について、次表のとおり定める。

なお、各局・区・室長は、自ら所管する事務の危機管理について、責任を持って取り組むとともに、他の局・区・室長と連携・協力しなければならない。

役 職	危機管理の職	役 割
市 長	危 機 管 理 者	市における危機管理の最高責任者
副 市 長	副 危 機 管 理 者	危機管理者の補佐
危機管理監	危 機 管 理 監	危機管理の総合調整
危機管理室長	副 危 機 管 理 監	危機管理監の補佐
各局・室長等	局 危 機 管 理 責 任 者	所管する事務における危機管理の統括
各 区 長	区 危 機 管 理 責 任 者	区における危機管理の統括

（注）副危機管理者については、危機管理・防災業務を所管する危機管理室の担任副市長とする。

2 危機管理の職に応じた役割分担について

(1) 危機管理監

危機管理監は、平常時においては計画的かつ総合的に危機管理の施策を推進するとともに、危機が発生したときは、局・区危機管理責任者を統括し本市における危機管理の総合調整を行う。

(2) 副危機管理監（危機管理室長）

副危機管理監である危機管理室長は、局・区危機管理責任者と連携を図り、平素から危機管理に関する企画・調査研究、個別計画の策定を推進するとともに、危機が発生した場合等は、危機対策（警戒）本部の運営を行う等、危機管理全般について危機管理監を補佐する。

(3) 局・区危機管理責任者（局・区・室長）

平素から所管する組織及び事務に関して、責任を持って危機管理に対する事前の準備を行い、危機が発生した場合等には迅速かつ的確に組織的な対応を行う。

なお、各局・区・室においては、平素から危機管理に取り組むため、次表のとおり局・区危機管理責任者の補助者等を定める。

役 職	局・区・室における 危 機 管 理 の 職	役 割
総務担当部長	局・区・室 副危機管理責任者	局・区危機管理責任者の補佐
総務担当課長	局・区・室 危機管理補助者	局・区・室における危機管理の調整・連絡

（注）部相当の室については、総務担当部長を総務担当課長に読み替える。

第3 危機の状況に応じた体制

1 危機レベルと決定基準

危機が発生した場合等は、速やかに実態を把握して危機レベルを決定し、必要な職員を動員して迅速に対応する。

このため、次表のとおり危機レベル及び危機レベルを決定するための基準を定め、

迅速な危機管理のための体制を整備する。

危機レベル	基準
黄（イエロー）	危機発生のおそれがあり、警戒が必要なとき
橙（オレンジ）	危機発生のおそれがあり、厳重な警戒や事前対策が必要なとき
赤（レッド）	危機が発生したとき、又は危機が生じるおそれが切迫したとき

2 危機レベル等の決定

（１）黄（イエロー）及び橙（オレンジ）

危機レベル・黄（イエロー）及び橙（オレンジ）の決定は、危機管理監又は関係する局・区・室長（局・区危機管理責任者）が、副市長（副危機管理者）に上申し、当該副市長が決定する。

（２）赤（レッド）

危機レベル・赤（レッド）の決定は、副市長（副危機管理者）が市長に上申し、市長が決定する。

3 危機レベルに応じた組織体制

危機レベルに応じて、次表のとおり危機対策本部又は危機警戒本部（以下「危機対策（警戒）本部」という。）等を設置し、危機管理のための組織を編成する。

なお、危機対策（警戒）本部を設置したときは、必要に応じて関係する局・区・室長（局・区危機管理責任者）等で構成する危機対策会議又は危機連絡会議を開催する。

危機レベル	組織体制	会議
黄（イエロー）	注意体制	危機連絡会議
橙（オレンジ）	危機警戒本部	危機連絡会議
赤（レッド）	危機対策本部	危機対策会議

（注）注意体制については、平常時における通常の組織で対応する。

第4 危機対策（警戒）本部の設置と運用

1 危機対策（警戒）本部の構成

危機対策（警戒）本部は、次表のとおり本部長、副本部長、本部員をもって構成し、構成組織として部・班を置く。

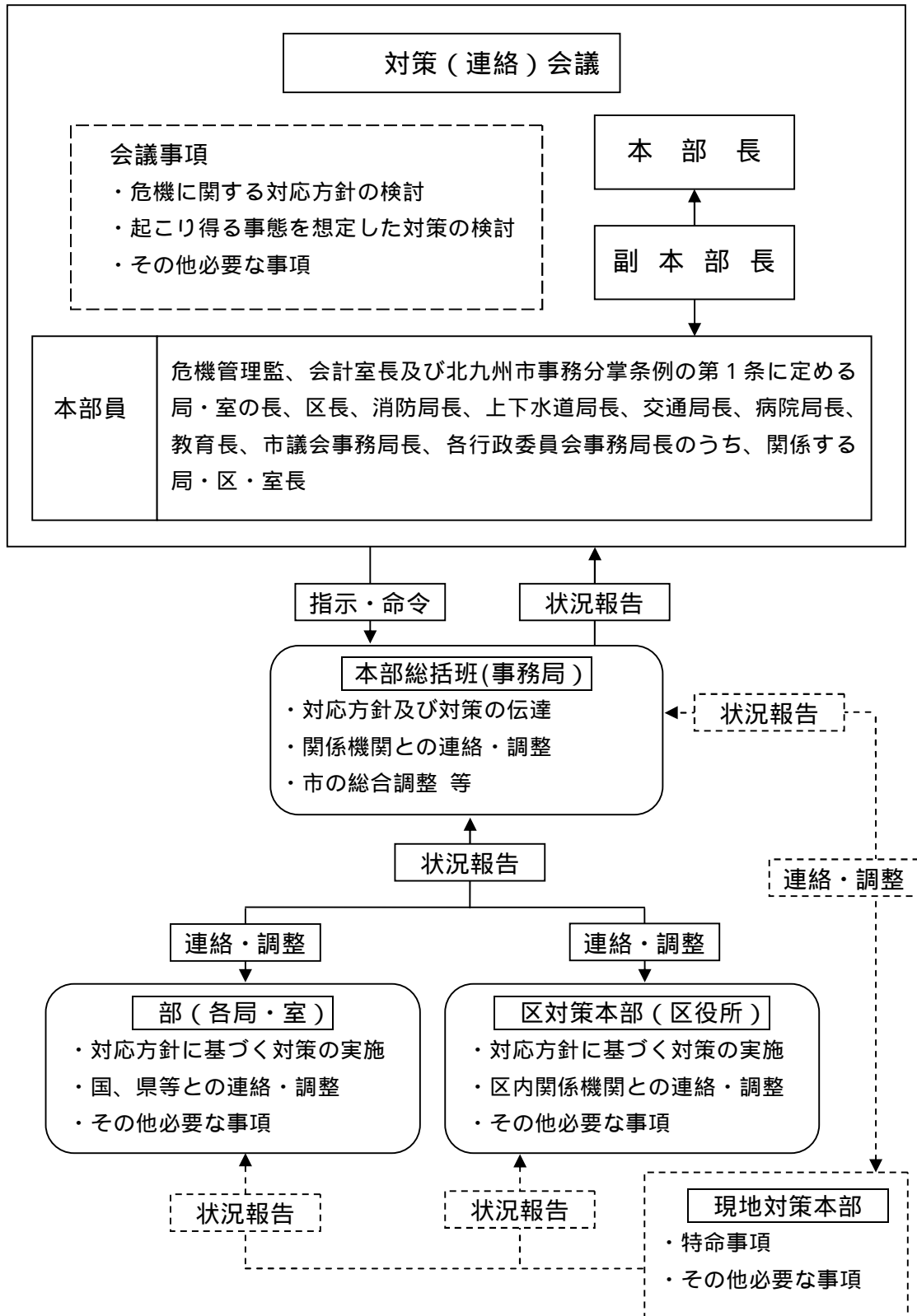
また、危機対策（警戒）本部が設置されたときは、本部長の判断に基づき区対策本部、現地対策本部を設置することができる。

組織体制	危機対策本部	危機警戒本部
危機レベル	赤（レッド）	橙（オレンジ）
本部長	市長	副市長（副危機管理者）又は市長が指名する局・区・室長
副本部長	副市長（副危機管理者）	本部長が指名する所管局長等
総括部長	本部長が指名する関係の局・区・室長	同 左
本部員	本部長が指名する関係の局・区・室長	同 左
部・班	部・班の組織及び人員については、個別計画で定める。	同 左
本部総括班（事務局）	個別計画で定める所管課又は危機管理室危機管理課	同 左

2 危機対策（警戒）本部の組織及び運営

(1) 危機対策（警戒）本部の組織及び運営の概要

次図のとおりとする。



(2) 危機対策（警戒）本部の役割

危機対策（警戒）本部が設置されたときは、部・班を置き必要に応じて区対策本部又は現地対策本部を設置するが、その役割は次表のとおりとする。

組 織	役 割
部 班	本部長が決定した危機管理の対応方針に基づき、あらかじめ定められた対策や特に定められた対策の実施等
区 対 策 本 部	本部長が決定した危機管理の対応方針に基づき、当該区においてあらかじめ定められた対策や特に定められた対策の実施等
現 地 対 策 本 部	本部長が決定した危機管理の対応方針に基づき、特に定められた現地における対策の実施等

3 職員の動員・配備

危機レベルが決定され、危機対策（警戒）本部が設置されたときは、危機対策（警戒）本部の部に組織された各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、あらかじめ作成した動員計画に基づいて所定の職員を動員し配備する。

4 危機対策（連絡）会議の役割

本部長は、危機対策（警戒）本部の設置時において必要と認める場合は、危機対策（連絡）会議を召集する。

(1) 構成

本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。ただし、危機の種類、規模・態様等によって、本部長は関係する市職員を召集し、及び市職員以外の関係者等を招へいして組織する。

(2) 会議事項

会議の事項は、次のとおりとする。

初動対応の状況や被害情報等の報告
収集した情報による危機の分析状況

専門機関や専門家の意見聴取
初動対応の支援対策
起こり得る事態を想定した対策の検討
各部が実施する対策の調整
現地対策本部設置の要否
国・県、関係機関との連絡体制の確認
市民への情報提供
報道機関の対応調整
その他本部長が必要と認める事項

第3章 事前の取組み（事前対策）

第1 事前の取組み（事前対策）の指針

市は、危機管理能力の向上のため、本市における危機を想定（予測・予知）して把握するとともに、その危機については、事前に個別計画を策定しておかなければならない。

危機管理における事前対策については、

- 1 危機の未然防止、回避等の予防活動
- 2 危機発生時のおそれがあるとき又は危機発生時の応急対策
- 3 危機収束後の復旧・復興対策、再発防止対策の実施

以上の3段階を、以下の事項に従って、十分な対策を講じるものとする。

- 1 所管業務に関する危機事案の想定
- 2 過去の事例の調査・研究
- 3 関係機関及び専門機関の把握と連携体制の構築
- 4 連絡・動員計画の作成
- 5 訓練・研修の実施
- 6 必要な資機材・施設の整備
- 7 市民への啓発・情報提供

第2 事前対策の指針に関する取組み

1 所管業務に関する危機事案の想定

各局・区・室長は、局・区危機管理責任者であることを認識し、担当する事務の中に潜むあらゆる危機を想定した上で、個別計画において具体的な計画を明示しなければならない。

2 過去の事例の調査・研究

各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、平素から過去の同様の危機について、危機発生に関する要因、危険性、被害、経験や継承された教訓等について調査・研究を行わなければならない。

また、この調査・研究については、必要に応じて専門家から助言・指導を受け、被害の軽減・防止対策、応急対策等に反映させる。

3 関係機関及び専門機関との連携体制の構築

危機が発生した場合等において、市だけでは迅速かつ的確な判断や対策が実施できない場合もあるため、当初から関係機関等と連携を図り、相互に協力して対応しなければならない。

このため、危機に関する専門的な知識や経験を有する専門家、研究機関等と連携を図り、危機の予防対策、被害の軽減対策等について、助言・指導等を受けられる体制を構築する。

併せて、危機が発生した場合等を想定した合同の訓練や研修の実施、危機に関する調査や研究等を実施し、必要に応じて常設の連絡会議等を設置する等、連携・協力体制を構築する。

4 連絡・動員計画の作成

各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、勤務時間外における危機の発生に備えて、危機レベルに応じた職員の召集及び参集体制を定めた「動員計画」、連絡方法及び連絡システムを定めた「緊急連絡網」を作成し、職員に周知するとともに「動員計画」及び「緊急連絡網」は、職員の異動等に対応して毎年1回以上の見直しを行う。

また、「動員計画」の作成に当たっては、勤務時間外、特に夜間の召集や参集に対応できるよう職員の住所等を考慮し、動員体制には万全を期するものとする。

5 訓練・研修の実施

危機が発生した場合等に、職員は迅速かつ的確に各種対策に取り組まなければならない。

このため、危機管理監及び関係の局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、平素から職員に対して緊急時を想定した実践的な訓練・研修を行い、職員の危機管理における対応能力の向上に取り組むものとする。

6 必要な資機材・設備等の整備

各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、危機管理に必要な資機材、設備等の計画的な整備に努め、定期的な点検と取り扱いの習熟を図る。

また、その他必要な物資や特殊な資機材等については、事前に関係機関や専門業者等と協定を締結する等、速やかに物資等を調達できる体制を構築する。

なお、危機管理監は、危機管理に必要な資機材・設備等の整備について、一元的に整備すべきものの計画の策定や効率的な運用を図る。

7 市民への啓発・情報提供

危機管理は、市だけでは十分な対応は困難であり、市民や地域、企業の理解と協力が必要である。

このため、関係する各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、市民や企業等に対して所管業務に係る危機管理への積極的な理解や協力を求めるとともに、危機管理監と協同して市民等の危機に関する対応能力の向上を図るための支援を行う。

また、危機発生の予測や注意喚起、安全対策と本市の危機対策に関する情報を、広報誌やマスコミ等の手段を活用して積極的に情報提供する。

第3 個別計画策定に当たっての注意事項

1 個別計画策定のガイドライン

各局・区・室長（局・区危機管理責任者）が策定する個別計画は、個別計画のガイドライン（資料2）に基づき策定しなければならない。

2 個別計画策定時の協議

各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、個別計画を策定し、又は修正・見直しをする場合、副市長（副危機管理者）の指示を遵守するとともに、危機管理監に協議しなければならない。

3 計画策定時の検証

個別計画策定のガイドライン（資料2）に基づき作成した個別計画は、次の事項により検証して計画の内容を確認する。

所管業務において、想定される危機を把握しているか。

被害の想定と対応策は機能するか。

個別計画は、必要項目を網羅しているか。

部内の連絡体制は機能するか。

緊急時の関係機関等との連絡体制は機能するか。

国・県への連絡体制を確立しているか。

市の各部局との調整・連携を図れるか。

市以外の関係機関との調整・連携を図れるか。

所管する危機に関する専門家を把握し、受援体制を確立しているか。

その他各部局において特に必要と認める事項

第4章 危機が発生した場合等の対策（応急対策）

第1 危機が発生した場合等の対策の指針

市は、危機が発生した場合等においては、直ちに情報の収集、整理及び分析を行うとともに、当該危機の推移を予測して、被害の発生防止及び軽減に努めなければならない。

このため、以下の基本的事項に従って、危機管理における応急対策を講じるものとする。

- 1 初動対応
- 2 初動対応に続く対応
- 3 意思決定
- 4 対策の実施
- 5 対策の分析（検証）・評価及び再検討

また、以上のほか次の事項についても、必要に応じて追加して危機管理を実施する。

- 6 現地対策本部の設置
- 7 職員の動員・配備の増強等
- 8 市民等に対する広報活動
- 9 被災者等の支援対策

第2 応急対策の指針に関する取組み

- 1 初動対応

（1）迅速な通報と情報の収集

危機の予兆又は発生を察知した職員は、直ちに関係する局・区・室長（局・区危機管理責任者）に連絡を行い、連絡を受けた関係局・区・室長は、当該危機の全容の早期把握に努めるとともに、関係機関に対して連絡を行う。

また、夜間・休日等において消防局指令課（消防指令センター）が通報を受けた場合、関係の局・区・室に連絡を行う。

なお、危機が発生した場合等における初期情報は、原則として次に掲げる重要事項（WEATHERの原則）を基本に収集する。

	項 目	補 足 事 項
W	発生時間 (When)	何時発生したのか。
E	発生場所 (Exact Location)	特定な場所又は不特定な場所に発生しているか。
A	危機の概況 (Aspect)	何が起きているのか。
T	危機の種類 (Type of Incidences)	災害、事故等の種類、原因は判明しているか。
H	危機拡大等の可能性 (Hazard)	事態の拡大、継続、反復の可能性はあるか。
E	必要な後方支援 (Emergency Services)	人的、物的な応援の必要性はあるか。
R	被災者数等の被害の状況・程度 (Rank)	人的、物的等の被害の状況はどうか。

(2) 被災・被害者の救護と情報連絡

初動対応に当たる局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、被災者の救護を最優先するとともに、初期情報の重要項目（WEATHERの原則）のうち、特に、H：危機拡大等の可能性、E：必要な後方支援、R：被災者数等被害の状況・程度について繰り返し状況を確認し、適宜関係する局・区・室長（局・区危機管理責任者）に連絡する。

2 初動対応に続く対応

初動対応に続く対応の目的は、「被災・被害者の保護」と「社会の安定」を図ることである。このため、初動対応者からの情報等に基づき、次の2つの視点により対策を決定し、この決定に基づき対策を実施する。

初動対応に続く後方支援（人的・物的な対応、他機関の応援要請等）

次に起こり得る事態の想定

なお、危機が発生した場合等における初期情報に続く情報は、危機のカテゴリー別に、次に掲げる重要情報を収集し対応する。

分 類	重 要 情 報	重 要 対 応
カテゴリー 1	・危機の継続、反復の可能性	初動対応で対応できない被災・被害者等の保護
カテゴリー 2	・被災、被害状況 ・避難状況、避難の必要性	・広域応援の要請 ・自衛隊等の派遣要請
カテゴリー 3	・原因の把握 ・危機の拡大、継続の可能性	原因の把握と除去
カテゴリー 4	・原因の把握 ・危機の拡大、継続の可能性 ・避難状況、避難の必要性	・原因把握の方策（専門家の要否） ・原因除去の方策（同上）

3 意思決定

危機対策（警戒）本部を設置した場合は、必要に応じて危機対策（連絡）会議を召集して対策等を検討し、本部長が方針を決定する。ただし、危機の状況に応じて危機対策（警戒）本部において対策を検討する暇のない場合は、本部長が対策等を決定する。

4 対策の実施

本部長は、速やかに決定した対策等を実施するよう、危機対策（警戒）本部の部長である局・区・室長（局・区危機管理責任者）に指示する。

また、各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、必要に応じて関係機関等との情報の交換を行い、連携・協力して、関係機関等と一体となった対策を実施する。

5 対策の分析（検証）・評価及び再検討

（１）対策の分析（検証）

本部長は、危機における対策の実施中、次の項目を常に分析（検証）し、対策を実施するよう努める。

対策に効果があるか。

対策は効率的に実施されているか（方法・要領等に問題はないか）。

進捗状況に問題はないか。

対策を実施することにより、新たな問題（二次的被害等）が発生していないか。

人員、物資、資機材等の不足は生じていないか。

対策は、市民の不安感を解消させ、安心感の向上に役立っているか。

その他必要な事項

（２）対策の評価

本部長は、対策を分析（検証）した結果に基づき評価し、継続、強化、中断・中止等を判断する。

（３）対策の再検討

本部長は、現在までの対策の状況を踏まえ、効果・効率性等に問題があると判断した場合は、迅速に対策を再検討し、新たな対策を講じる。

6 現地対策本部の設置

本部長は、次のとおり現場において危機の状況に即応した対策をとる必要があると判断される場合には、現地対策本部を設置する。

現地において、警察、自衛隊等の関係機関との調整が特に必要と認めるとき
被害状況が特定の地域に集中し、特に対策が必要と認めるとき
被災者の支援のため、特に必要と認めるとき
危機の原因特定のため、特に必要と認めるとき
その他本部長が必要と認めるとき

7 職員の動員・配備の増強等

(1) 動員・配備

各局・区・室長(局・区危機管理責任者)は、危機の規模及び態様等によって、動員計画にかかわらず職員数を増強又は縮小して動員・配備するものとし、この場合、速やかに本部長に報告する。

(2) 職員動員・配備に当たっての留意点

本部長は、危機が発生した場合等の各部の勤務実態に応じて、各部に所属する職員を他部に応援配備するよう各部長に指示することができる。

この場合、他部に配備された応援職員は、配置先の部長の指示に従うこととする。

8 市民等に対する広報活動

(1) 市民等への情報提供と相談窓口の設置

危機対策(警戒)本部は、市民の安全・安心を確保し、市民生活の混乱を防止するため、次の事項を中心に様々な手段により、危機の状況及び対応体制等の情報提供に努めるものとする。

また、必要に応じ市民の相談に対応できる窓口を設置するものとする。

危機の発生状況
二次災害の危険性
住民がとるべき適切な対応
応急対策の実施状況及び窓口
高齢者、身体障害者等の災害時要援護者への支援の呼びかけ

生活関連情報
その他市民に必要な情報等

(2) 報道機関への情報提供

報道機関へ提供する情報は、局・区・室長（局・区危機管理責任者）がその内容、発表時期及び方法等について、危機管理監と緊密な連絡を取り合っているものとする。

9 被災者・被害者等の支援対策

被災者・被害者が発生したときは、必要に応じて避難所の開設、健康相談、心のケア等の被災者・被害者等の支援対策を実施する。

第5章 復旧・復興及び再発防止対策（事後の対策）

第1 復旧・復興及び再発防止対策の対応指針

危機の収束後、市及び関係機関等は、被災者の生活援護、都市機能の回復及び地域経済の復興支援並びに危機の再発防止対策を講じ、市民生活の早期安定と自力復興の促進に努めなければならない。

このため、以下の事項に従って、十分な事後の対策を講じるものとする。

- 1 危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復
- 2 公共施設及びライフライン被害の早急な復旧
- 3 市民生活の安定化への支援
- 4 危機管理の状況等の記録・編さん
- 5 個別計画の見直しと修正

第2 事後の対策の指針に関する取組み

1 危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復

危機対策（警戒）本部の各部は、被災者等の精神的不安や健康不安を解消するため、相談、要望等を広く聴取し、安心の回復に努める。

このため、必要に応じて庁舎内や避難所に相談窓口等を設置し、積極的に市民の不安の解消及び安心の回復に努める。

なお、危機の状況によっては、必要に応じて被災者又は被害者等の心のケアの実施に努める。

2 公共施設及びライフライン被害の早急な復旧

本部長は、被害に遭い又は被災した公共施設の管理者に対して、応急対策を講じた後において、施設の原形復旧に加え再度の被害又は被災の防止を考慮し、必要な施設の新設、改良・復旧等の計画を作成し、早期の復旧を図るよう指導する。

また、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に対しては、施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の信頼性の向上、危機管理のための資機材の整備等を図り、安全対策に万全を期すよう指導する。

なお、市民に対しては、公共施設の管理者及びライフライン事業者と協力し、被害状況、供給状況、復旧の見通し等について、適宜必要な広報を実施する。

3 市民生活の安定化への支援

本部長は、被害に遭い又は被災した住民や中小企業・農林水産関係者等が速やかに再起できるよう、生活相談、救援物資の配布、生活福祉資金の貸付、住宅の再建資金の斡旋、租税公課の猶予又は減免、融資制度の紹介等の住民や中小企業・農林水産関係者の自力復興を促進するための各種対策を講じ、市民生活の安定と社会経済活動の早期回復に努める。

4 危機管理の状況等の記録・編さん

危機管理監及び危機に関係する各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、市民に対して危機を再認識するための啓発資料、事後の検証資料、危機の再発時における対策資料として、危機に関する被害・被災状況、対策状況、復旧・復興対策を写真、文書、動画、新聞記事等により、正確に記録・編さんする。

5 個別計画の見直しと修正

（１）危機管理の検証

危機の収束後には、危機管理の総合的な検証を実施し、被害の予防・軽減対策等の改善策を明確にして再発防止の措置を検討する。

このため、必要に応じて危機対策（警戒）本部を構成する部による危機管理の検証会議を開催、又は危機に関する専門家等を招いて検証を実施する。

検証すべき項目は、次のとおりとする。

- 所管業務において、想定される危機を把握していたか。
- 情報の入手、調査・研究に努めていたか。
- 個別計画は、必要項目を網羅していたか。
- 緊急時の連絡体制は円滑に機能したか。
- 市の各局・区・室等との調整・連携は円滑に機能したか。
- 市以外の関係機関との調整・連携は円滑に機能したか。
- 国・県への連絡は円滑に機能したか。
- 職員に対する訓練や研修の成果は発揮できていたか。
- 被害の想定と対応策は適切であったか。
- 選定した危機レベルと動員計画は適切であったか。
- 危機に関する専門家の把握、応援を受ける体制は適切であったか。
- 市民やマスコミに対する広報体制は適切であったか。
- その他各部局において特に必要と認める事項

(2) 個別計画の修正

検証に基づき必要がある場合は、個別計画を修正する。

また、危機管理の検証会議を開催した場合は、検証結果に基づき、適宜、個別計画を修正し再発防止対策を講じる。